道 路 維 持 管 理 計 画 書

令和２年９月

国土交通省 関東地方整備局

相 武 国 道 事 務 所

目次

１．管理方針 …… ２

２．管理計画
（１）目的 …… ４
（２）管理路線 …… ４
（３）管理施設　概要 …… ７

３．日常管理
（１）道路巡回 …… ９
（２）道路清掃 …… ９
（３）除草 ……１１
（４）剪定 ……１２
（５）応急処理等 ……１３
（６）設備点検 ……１３
（７）除雪 ……１４

４．老朽化対策
（１）点検 ……１５
（２）橋梁補修 ……１５

５．防災・震災対策
（１）橋梁耐震補強 ……１６

６．その他
（１）事前通行規制区間の体制 ……１６
（２）冠水対策 ……１６
（３）窓口業務 ……１７
（４）その他 ……１７
（５）問い合わせ先 ……１８

管理方針

（１）道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の１都８県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の一般国道（指定区間）及び高速自動車国道（新直轄区間）を管理しています。

首都圏を抱える関東地方は、国土面積の約１３％ながら、総人口の約３６％、GDP の約４０％が集中する産業・経済・文化の集積地域となっており、その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中枢的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的･効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

（２）道路維持管理の基本方針

１）道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境を確保する事を基本とした維持管理を実施します。

２）計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置することにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

３）執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全･安心な道路環境を確保するための道

路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan（計画）　…「道路維持管理計画」を策定します。
Do（実施）　…「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。
Check（評価）　…維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います 。
Action（改善）　…執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。

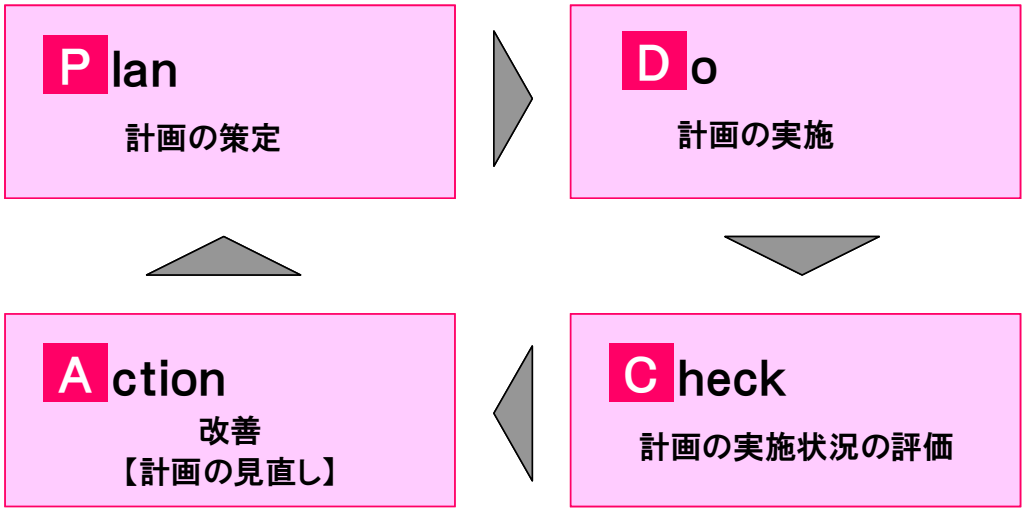

※PDCAサイクル：「計画策定（Plan）、施策・事業の実施（Do）、点検・評価（Check）、施策の見直し（Action）」

２．管理計画

（１）目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

（２）管理路線

１）管理路線

当事務所では、東京都内、神奈川県内の国道１６号・国道２０号を、八王子国道出張所、日野出張所の２つの出張所で道路の維持管理を行っております。各出張所の管理区間等は、下表のとおりです。

担当出張所	路線名	延長（ｋｍ）		管理区間	車線数／（交通量※：百台／日）
八王子国道出張所	16 号	42.5	52.9	起点　東京都町田市鶴間 終点　東京都西多摩郡瑞穂町二本木	２～６車線（６５８）
	16 号 BP（八王子バイパス）	10.4		起点　神奈川県相模原市緑区橋本７丁目 終点　東京都八王子市左入町	４車線（６３４）
日野出張所	20 号	51.2	53.8	起点　東京都世田谷区給田 終点　神奈川県相模原市緑区小渕	２～４車線（５４４）
	20 号（八王子南ﾊﾞｲﾊﾟｽ）	2.6		起点　東京都八王子市館町 終点　東京都八王子市南浅川町	４車線（７６）

※ 管理区間における、Ｈ２７センサスの日最大交通量

２）事前通行規制区間

当事務所では、一般国道２０号において２箇所の事前通行規制区間を所管しており、事前通行規制の見直しに向け、防災対策事業を推進しています。

路線名	規制区間名	規　制　区　間 区　　間	規制延長 （km）	※規制基準値 (連続雨量・mm)	通行規制要因
一般国道 20 号	大垂水	自)東京都八王子市南浅川町 至)神奈川県相模原市緑区千木良	4.8	150	土砂崩落
一般国道 20 号	相模湖	自)神奈川県相模原市緑区与瀬 至)神奈川県相模原市緑区吉野	1.5	150	土砂崩落

※規制基準値

規制基準値とは、通行規制区間毎に定めている通行規制を開始する雨量をいいます。降り始めからの連続した降雨量の累計が規制基準値に達すると、通行止めとなります。

３）大雪対応による通行止め予定区間

国道２０号大垂水峠（東京都八王子市南浅川～神奈川県相模原市緑区千木良間：Ｌ＝７．９ｋｍ）においては、大型車等の立ち往生が発生、もしくは大規模な立ち往生が発生するおそれがある場合、早い段階での通行止めを行い、集中的・効率的な除雪作業を実施します

路線名	規制区間名	規　制　区　間 区　　間	規制延長 （km）
一般国道 20 号	大垂水峠	自)東京都八王子市南浅川町 至)神奈川県相模原市緑区千木良	7.9

◆管理概要図

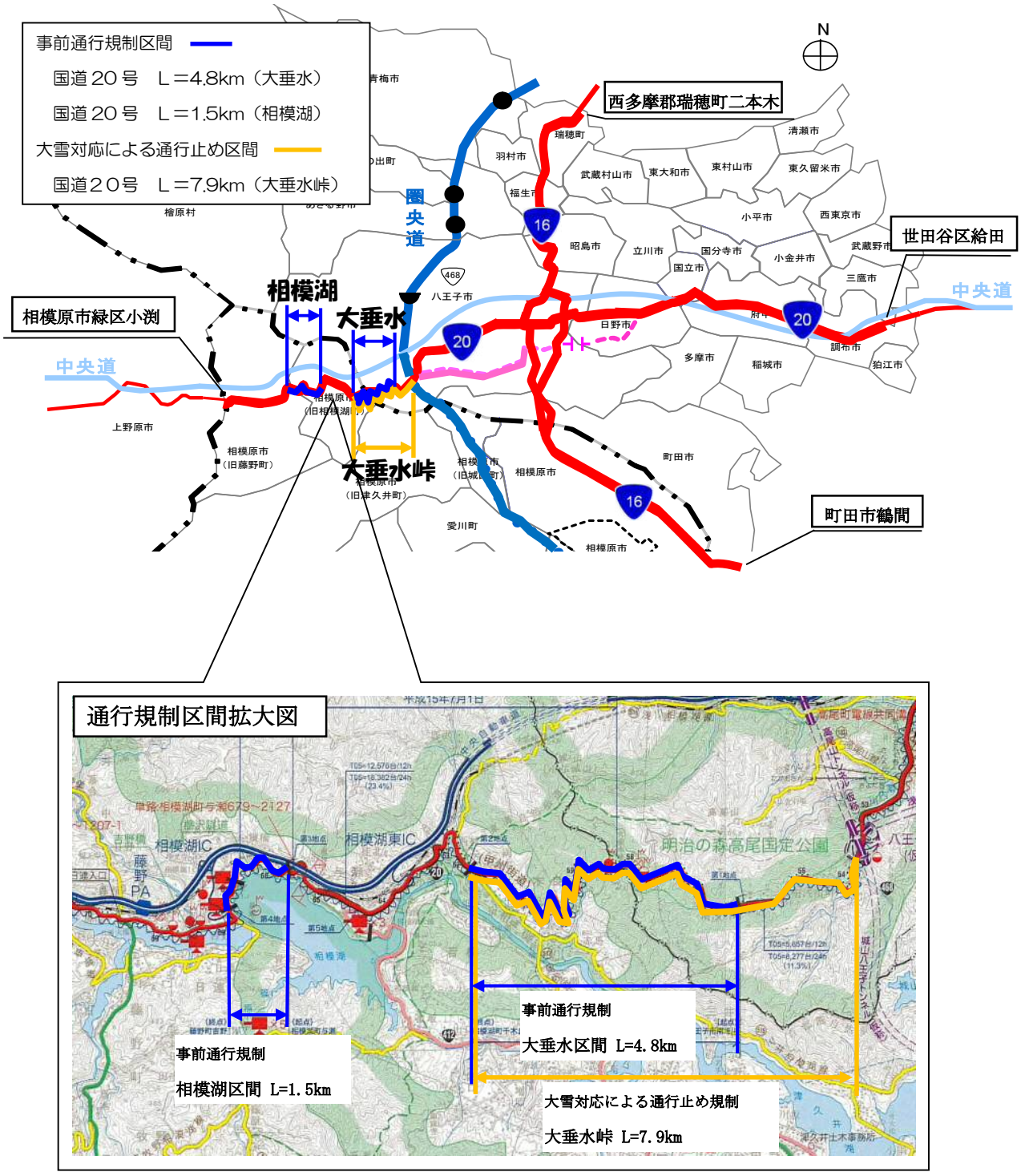
事前通行規制区間
国道２０号　Ｌ＝4.8km（大垂水）
国道２０号　Ｌ＝1.5km（相模湖）
大雪対応による通行止め区間
国道２０号　Ｌ＝7.9km（大垂水峠）
N
西多摩郡瑞穂町二本木
世田谷区給田
町田市鶴間
相模原市緑区小渕
相模湖
大垂水
大垂水峠
中央道
八王子市
上野原市
相模原市
（旧藤野町）
町田市
日野市
多摩市
稲城市
調布市
狛江市
小平市
西東京市
武蔵野市
三鷹市
小金井市
国分寺市
国立市
立川市
昭島市
武蔵村山市
東大和市
東村山市
東久留米市
清瀬市
瑞穂町
羽村市
福生市
青梅市
檜原村
愛川町
通行規制区間拡大図
相模湖IC
相模湖東IC
藤野PA
明治の森高尾国定公園
事前通行規制
相模湖区間　L=1.5km
事前通行規制
大垂水区間　L=4.8km
大雪対応による通行止め規制
大垂水峠　L=7.9km

（３）管理施設　概要

・橋梁（河川渡河部、鉄道高架部等　橋長 2m以上の橋）　（１４５橋）

〈拝島橋〉
（国道 16 号昭島市拝島町）

〈大和田橋〉
（国道 20 号八王子市大和田町）

・トンネル（３箇所）

〈浅川トンネル〉
（国道２０号八王子市南浅川町）

〈橋沢隧道〉
（国道２０号相模原市緑区与瀬）

・立体施設（地下道など）

・地下横断歩道（７箇所）

〈橋本地下歩道〉
（国道１６号相模原市緑区橋本一丁目）

・横断歩道橋（７３箇所）

〈おおわだっこ橋〉
（国道２０号八王子市大和田三丁目）

・道路照明（５，０８８基）

（国道２０号八王子市横山町）

（国道２０号八王子市並木町）

・道路標識（３，０７３基）

（国道２０号調布市布田）

（国道２０号八王子市大和田町）

・道路情報板　（２６基）

〈大和田（下）情報板〉
（国道２０号　八王子市大和田町地先）

〈目的〉
道路工事の予告、規制内容等に関する情報及び道路気象情報に関する情報を提供します。

・ＣＣＴＶ（６７台）（地下歩道除く）

〈西寒葉橋ＣＣＴＶ〉
（国道２０号　八王子市南浅川地先）

〈目的〉
土砂災害等の危険箇所、積雪又は凍結による交通障害箇所、アンダーパス等の冠水箇所及び地下横断施設等の監視を行います。

・道路排水設備（立体交差部等の排水処理設備）

〈瑞穂中央立体排水設備〉
（国道１６号 西多摩郡瑞穂町）

〈目的〉
立体交差部等の雨水を排水し、道路の冠水を防ぎます。

・防災施設（法面崩落や落石対策等）

〈落石防護柵設置前〉

〈落石防護柵設置後〉

（国道２０号　八王子市南浅川地区）

３．日常管理

（１）道路巡回

１）目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を確認するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行うものです。

２）実施方針及び頻度

・通常巡回は、車道、歩道路面等、異状箇所を確認するため、道路巡回車により原則として２日に１回の頻度で実施します。
・定期巡回は、橋梁等の道路施設の異状箇所の状況確認のため、１回／年（各施設）実施します。
・異常時巡回は、台風等の異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。

〈異常時巡回〉

〈防護柵損傷確認〉

（２）道路清掃

１）目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

２）実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境

の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

清掃頻度については、土地利用状況や交通状況を考慮し、ＤＩＤ地区では年６回、それ以外の地区では年１回を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定し実施します。

また、清掃の実施にあたっては、道路巡回等で必要性を確認し実施します。

※DID（人口集中地区）：人口密度が 4,000 人/km2 以上の基本単位が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定されます。

＊清掃回数については、沿道状況より以下の表を目安としますが、落葉状況及び路面状況により増減の可能性があります。

路線	路面清掃箇所		清掃回数（回／年）	備考
	起点	終点		
国道１６号	町田市鶴間	西多摩郡瑞穂町	6	
	西多摩郡瑞穂町	西多摩郡瑞穂町	1	
国道２０号	世田谷区給田	八王子市高尾町	6	
	八王子市高尾町	相模原市緑区小渕	1	

（実施前）

（実施後）

〈路面清掃（機械）〉

・歩道清掃

ケヤキ、イチョウの落葉を除去するために歩道部の清掃を実施します。

実施時期は、落葉の時期（１０月～１２月）に合わせ適宜実施します。

（実施前）

（実施後）

〈歩道清掃（人力)〉

・排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力等を確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。

実施にあたっては、道路巡回等により、落ち葉・土砂の堆積状況及び降雨時の排水処理能力状況等を確認した上で、必要な箇所について適宜実施します。

〈側溝清掃（機械）〉

（３）除草

１）目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視拒の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

２）実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、除草箇所を限定し適宜実施します。

〈除草前〉　　〈除草後〉

（４）剪定

１）目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視拒の阻害等を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

２）実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯等に植栽している高木や低木等について、樹種等に応じ、枝の生育状況や樹木の状態を見ながら剪定時期を設定し、植栽管理を行います。

主な樹種毎の剪定頻度は以下のとおりです。

種目	樹種	剪定頻度	備考
高木	イチョウ、ケヤキ、トウカエデ、マテバシイ	概ね３年に１回程度	
中低木	サザンカ、キンモクセイ ベニカナメモチ	概ね３年に１回程度	
寄植	サツキツツジ、オオムラサキツツジ	概ね１年に１回程度	

〈高木剪定〉

〈低木剪定〉

※計画的な剪定が出来ない箇所で、沿道への越境・信号機・標識等への阻害箇所等については、部分的な枝除去処理作業を実施します。

（５）応急処理等

１）目的

道路巡回や通報等により発見、確認された交通の安全確保等道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行うものです。

２）実施方針

路面異状（ポットホール、段差等）処理（補修）、落下物回収及び交通事故の路面油処理等を迅速かつ適切に行います。

〈ポットホール補修〉

〈マンホール補修〉

（６）設備点検

１）目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。

〈道路情報板〉

〈排水設備（ポンプ点検）〉

（７）除雪

１）目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業等を行うものです。

２）実施方針

・車道除雪

降雪量が５～１０ｃｍ程度を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

〈新雪除雪〉

〈拡幅除雪〉

・歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたす箇所（例：通行の多い駅前や通学路等）を重点的に実施します。

〈歩道橋除雪〉

〈歩道除雪〉

・凍結防止剤散布

路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい以下の区間については、路面凍結が予想される場合に凍結防止材を散布します。

◆国道２０号南浅川町～山梨県境区間
◆縦断勾配が急な区間
◆橋梁区間
◆通学路・歩道橋

〈凍結防止剤散布〉

〈凍結防止剤散布〉

４．老朽化対策

（１）点検

①橋梁点検

橋梁定期点検要領に基づく定期点検を５年に１回、橋梁における第三者被害予防措置要領（案）に基づく点検を原則として２～３年に１回、実施します。

②道路附属物等点検

大型カルバート、横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づく定期点検を５年に１回、実施します。

③道路法面等点検

防災カルテ作成済み箇所において、斜面及び構造物の状況を継続的に観察し、安全性の変化を経時的に把握するために定期点検を実施します。

④トンネル点検

道路トンネル定期点検要領に基づく定期点検を５年に１回、実施します。

（２）橋梁補修

橋梁点検の結果から対策が必要と判定された橋梁について、対策の検討を行い、性能の回復を図る目的で補修を行います。

〈伸縮装置取替え前〉

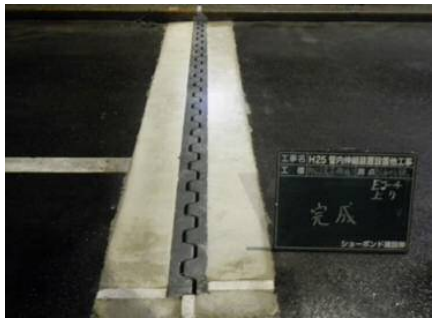

〈伸縮装置取替え後〉

（国道２０号　大和田橋）

５．防災・震災対策

（１）橋梁耐震補強

大規模地震発生時における緊急輸送道路の確保を図るため、耐震補強工事を引続き実施します。

〈コンクリート巻立て施工状況〉

〈コンクリート巻立て後〉

（国道１６号　拝島橋）

６．その他

（１）事前通行規制区間の体制

土砂崩落災害の危険性があることから、連続雨量１５０mm で下記２区間で通行止めを実施します。

・国道２０号５６．９ｋｐ～６１．７ｋｐ（Ｌ＝４．８ｋｍ）
東京都八王子市南浅川町地先～神奈川県相模原市緑区千木良地先

・国道２０号６５．８ｋｐ～６７．２５ｋｐ（Ｌ＝１．５ｋｍ）
神奈川県相模原市緑区与瀬地先～神奈川県相模原市緑区吉野地先

大型車等の立ち往生が発生、もしくは大規模な立ち往生が発生するおそれがある場合、下記区間で通行止めを実施します。

・国道２０号５３．８ｋｐ～６１．７ｋｐ（Ｌ＝７．９ｋｍ）
東京都八王子市南浅川地先～神奈川県相模原市緑区吉野地先

（２）冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、

安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部等を対象に下記の対策を実施しています。

①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
②冠水情報を提供する電光標示板の設置
③警報装置、監視カメラの設置・点検
④パトロールの強化（時間雨量で30㎜/h以上の場合、緊急パトロール実施）

（３）窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第２４条）
　道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務
・道路の占用に関する事務（道路法第３２条）
　道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務。
・道路損傷に関する業務（道路法第２２・５８条）
　附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務
・特殊車両に対する規制（道路法第４７条）
　特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

（４）その他

・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話等から『＃９９１０』（２４時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察等の関係機関と連携し、迅速に対応を行います。

・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

ＵＲＬ　http://www.road.ktr.mlit.go.jp/

・ホームページ
相武国道事務所　　ＵＲＬ　http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/
関東地方整備局　　ＵＲＬ　http://www.ktr.mlit.go.jp/

・相武国道事務所公式 twitter（ツイッター）
公式ツイッター情報　　https://twitter.com/mlit_sobu/

（５）問い合わせ先
相武国道事務所　電話番号　０４２－６４３－２００８（管理第二課直通）